

1 目的

子どもの人権を守る

いじめ防止対策推進法第一条には、その目的が以下のように示されています。

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

○基本理念

いじめ防止対策推進法第三条には、その基本理念が以下のように3点で示されています。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題です。法務省が、「いじめ」を日本国内の子どもに関わる人権課題の一つとして取り上げている所以です。

人権教育を学校教育の中心に据えている本校においては、教職員が一丸となって、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない、いじめの起きない学校づくりにまい進して参ります。

「いじめ」とは…

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第二条（定義）より〉

本校では、学校教育目標として

「自ら学び、自ら拓く（自主自律）」
～一人一人を徹底的に大切にし、子どもの力を伸ばす教育の推進～

【めざす子ども像】 *主体的に学習する子ども
*言葉の力がある子ども
*自分も友だちも大切にして、共に行動する子ども
*心と体を鍛え、自らの未来を切り拓く子ども

を掲げています。「自ら学び、自ら拓く」本校の取組は、めざす子どもの姿を追求する取組であり、子どもの人権を徹底的に守る取組でもあります。全教育活動において常にこの学校教育目標を念頭において、具体的な活動を創造してまいります。そして、学校教育目標実現のためにも、決して「いじめ」を許さないという強い決意をもって、全教職員で取り組んでまいります。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の構成

校長 教頭 教務主任 人権主任 子ども支援主任 養護教諭 教育相談主任
スクールカウンセラー

(2) 役割・取組内容

- ①校内におけるいじめに対応する中核的な機関
- ②校内におけるいじめやいじめが疑われる行為の相談窓口と情報発信
- ③年間計画の立案・作成
- ④教職員へのいじめに関する研修の企画立案
- ⑤「取組評価アンケート」の集計と分析
- ⑥児童への教育相談週間などの聞き取り内容の集約
- ⑦発生したいじめに対する対応
- ⑧重大な事案への対応
- ⑨いじめに関する保護者・児童の相談窓口

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

① 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・週案を活用した計画的な指導
- ・京都市スタンダード（教育課程指導計画）に基づく指導の充実
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫
- ・めあて、学習計画、本時の流れなどを明示し、自力解決、集団解決の時間が確保され、板書の工夫やノート指導を徹底し、自らの学びを振り返ることができる学習形態

② 道徳教育の充実

- ・年間指導計画に基づいて計画的で確実な指導
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」な

- ・などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・警察のスクールソポーターによる「非行防止教室」の実施
- ・インストラクターによる「ケータイ教室」の実施
- ・朝会での全校道徳の実施

③ 体験活動の充実

- ・「みさきの家」野外活動での小小連携の充実
- ・「花背山の家」長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり（小小連携）
- ・総合的な学習の時間や宿泊学習で、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる活動
- ・すべての学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・嘉楽中ブロックでの合同研修会

④ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・縦割り活動を通して、相互に認め合い、高め合う集団づくり
- ・縦割り遠足、集会活動を通しての人間関係づくり
- ・人権月間の取組（いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示）

⑤ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・人権月間の取組におけるいじめに関する職員劇
- ・「非行防止教室」の実施と事後指導での全学年への発信
- ・学校だよりや学級のおたよりの記事を通しての啓発

⑥ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・人権月間の取組におけるいじめに関する職員劇の鑑賞
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・入学説明会等の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信

⑦ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と学校だより・HPによる結果の公表

(2) いじめの早期発見のための措置

① 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

(イ) 教育相談など

- ・年間3回の教育相談週間を設定し、いじめ発見の強化
- ・S Cとの連携による教育相談
- ・各種アンケートに基づく積極的な相談活動の実施

② 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・月1回の「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

③ その他

- ・登校時、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築（毎週の職朝での情報共有）

(3) 教職員の資質向上（校内研修／校外研修）

- ・校内研修の充実と校外研修の積極的活用
- ・全校体制で児童を見守る体制づくりと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施
- ・必要に応じて、SCなども含め、いじめ事案ごとのケース会議を開催

(4) スマートフォン、携帯電話、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施
- ・「ケータイ教室」の実施
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

4 いじめが起こったときの措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・担任任せにならない組織的な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施	保護者への啓発等
4	不登校いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解			授業参観・学級懇談会① 家庭訪問週間
5	不登校いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会	縦割り活動の結団式 4年みさきの家野外活動		休日参観
6	不登校いじめ対策委員会③	5年花背山の家野外活動	第1回クラスマネジメントシート（4・5・6年）の実施	授業参観・学級懇談会②
7	不登校いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し①	非行防止教室（6年） 教育相談週間①	いじめに特化したアンケートの実施	自由参観 個人懇談会①
8	不登校いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」に関する生徒指導研修			
9	不登校いじめ対策委員会⑥	全校遠足		
10	不登校いじめ対策委員会⑦	運動会（紫野小合同）		学期末個人懇談会②
11	不登校いじめ対策委員会⑧	6年修学旅行 教育相談週間②		
12	不登校いじめ対策委員会⑨ 年間の取組の見直し②	学芸会（学習発表会）		個人懇談会③
1	不登校いじめ対策委員会⑩	人権朝会 人権集会	いじめに特化したアンケートの実施	人権参観懇談会③
2	不登校いじめ対策委員会⑪	教育相談週間③	第2回クラスマネジメントシート（4, 5, 6年）の実施	新1年入学説明会 授業参観・学級懇談会④
3	不登校いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し③			学期末個人懇談会④